

令和2年6月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 農業委員12名
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため農業委員のみの招集)

会長	1番	松村	勘兵衛				
会長職務代理	2番	中村	栄治				
農業委員	3番	牧野	元恵	8番	田中	政男	
	4番	酒井	清泰	9番	山内	百合子	
	5番	笠松	邦造	10番	山口	拓雄	
	6番	北山	謙治	11番	前田	壽夫	
	7番	須見	則雄	12番	平泉	節子	

4. 欠席委員 農業委員0名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)	可決
議案第9号	現況証明願いについて	可決
議案第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)	可決
議案第11号	農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供について	可決

- (報告事項)
- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地の転用事実に関する照会の回答について
 - (3) 農地所有適格法人(農業生産法人)の報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹生 禎昭 主任 多田 喜代彦 主任 山本 典子 主任 川村 聖市

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから令和2年6月定例農業委員会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。
松村会長	<p>それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。</p> <p>会長あいさつ</p> <p>本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、午後3時30分より農地利用最適化推進委員による「人・農地プランにかかる協議」を開催します。この協議の前までには、定例会を終了したいと思っております。スムーズな議事進行にご協力くださるようお願いいたします。</p>
局長(竹生)	ありがとうございます。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長(会長)	これより本日の会議に入ります。事務局から6月分の経過報告を申し上げます。
事務局(川村)	それでは、6月分の経過報告をいたします。
議長(会長)	事務局からの報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を、3番 牧野元恵委員、4番 酒井清泰委員、の両名にお願いします。
議長(会長)	議事に入る前に、先月のご質問についての回答を、事務局よりお願いします。
事務局長	<p>それでは、ご質問のありました2点について回答いたします。</p> <p>まず「相続放棄された家屋についてはどうなるのか」という質問についてですが、市役所の管理・防災課の空き家対策室にて対応をしております。相続放棄の家屋に対しては2つの考え方がありまして、1つ目は「相続放棄をしたのだから家屋管理は公がすべきだ」というもの、2つ目は「相続放棄をしても家屋管理までは放棄できないからそちらについては相続放棄者がすべきだ」というものです。いずれの考え方を採るかにつきましても、特に最高裁などで判例も出ていない状況です。勝山市の現状としては、家屋管理は相続放棄者をお願いしたいということで依頼を行っております。</p> <p>続いて、法務局照会のありました福井セキサン(株)についての質問ですが、福井セキサン(株)に問い合わせたところ、残土を持ち込む予定などはない、ということでした。また産業廃棄物処理業者の申請については、県に確認したところ、そのような申請は出ていないとのことです。以上でございます。</p>
議長(会長)	これより議事に入ります。日程第1 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局(山本)	それでは、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について、ご説明いたします。
議長(会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
笠松委員	6月18日の午後1時半から現地確認を行いました。住宅建築のための転用ということで問題ないと考えます。以上でございます。
議長(会長)	<p>報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第7号について採決いたします。</p> <p>議案第7号は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに、異議ございませんか。</p>
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
長(会長)	続きまして、日程第2 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

よる農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局(多田) それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、ご説明いたします。

議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

笠松委員 こちらは農作業場を建設して使われるとのことですが、先ほど説明のありましたとおり、7字54-1と7字55は仲間田となっております。問題ないと考えます。

議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
山内委員 7字17-1、17-3については、地目が田となっておりますが写真で見ると田ではないのでしょうか。

事務局(多田) 登記簿で見ますと、地目は田となっております。現況で見ますと、こちらは市民・税務課の判断ですが、田という評価でございました。ただ、現況地目についてはおっしやるとおりでございますので、今後変更なりがあるかと思えます。

牧野委員 売渡人は、これで農地すべて処分になると思いますが、全て売るがための今回の申請ということでしょうか。

事務局(多田) そのとおりです。売渡人の農地は、これで全て処分されました。

牧野委員 17-3は田とは思えない写真ですが、将来、他の地目に変更していただきということは農業委員会は言えるのでしょうか。

事務局(多田) それは言えると思えます。17-1については、17-55に入るための昇降路として今後使用します。17-3は畑として使っておりますので、今後も使用すると思われれます。

山内委員 生産法人の農地所有については、松田ファームとしてはお認めされたということなんですよ。

事務局(多田) 松田ファームは了承しております。最初は賃借という話もあったようですが、売渡人からの売却の希望もありまして、最終的に購入するということになりました。

中村代理 個人的には、生産法人が農地を所有するという事は、責任が生まれ組織が締まっていくと思うので良いことと考えています。

議長(会長) 他にご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、これより、議案第8号について採決いたします。議案第8号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権移転)については、原案どおり承認することに決しました。

続きまして、日程第3 議案第9号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局(多田) それでは、議案第9号 現況証明願いについて、ご説明いたします。①～⑦説明

事務局(山本) ⑧～⑫説明

議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

酒井委員 ①～⑦について、先般、事務局と農業委員とで現地確認を行いました。13頁の写真のとおり農地と言われるような現状ではございません。申請のとおり非農地として問題ないと思えます。

須見委員 ⑧、⑨について、18日に現地確認に行ってきました。14頁写真のとおりとてもじゃないけど農地ではございません。以上でございます。

笠松委員 ⑩について資料18頁のとおり砂利が敷かれており、非農地と認めてよいと考えます。

酒井委員 ⑪について資料19頁の写真のとおり、この申請のとおりだと考えます。農地であるというのは不可能だと思いますので、よろしく願います。

須見委員 ⑫について資料21頁の写真のとおり、工場は解体されていますが基礎部分が残って

議長(会長)	<p>いると言うことで、とてもじゃないが農地ではございません。</p> <p>報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第9号について採決いたします。</p> <p>議案第9号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
全員 議長(会長)	<p>異議なし</p> <p>では、議案第9号 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第10号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
事務局(多田)	<p>それでは、議案第10号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供について、ご説明いたします。</p>
議長(会長) 牧野委員 事務局(多田)	<p>説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。広報に載せるのは、1ページ目の下だけですか。2頁目の各地区もですか。2頁目も載せます。</p>
議長(会長)	<p>他にございませんか。ないようですので、これより、議案第10号について採決いたします。議案第10号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
全員 議長(会長)	<p>異議なし</p> <p>それでは、議案第10号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供については、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局(山本) 議長(会長)	<p>それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。</p>
事務局(山本) 議長(会長)	<p>それでは、農地の転用事実に関する照会の回答について 報告いたします。</p> <p>このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に、農地所有適格法人の報告について、事務局から報告願います。</p>
事務局(多田) 議長(会長) 笠松委員 事務局(多田)	<p>それでは、農地所有適格法人について、報告いたします。</p> <p>このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>アグリ倶楽部が、農地所有適格法人から外れた理由を教えてください。</p> <p>アグリ倶楽部は他に福祉部門の事業も行っていて、こちらの売上が過半数を超えました。他部門の売上が過半数を超えますと農事組合法人としては成り立ちますが、農地所有適格法人には該当しなくなります。農地の貸借はできますが、売買はできません。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。ないようですので本日の審議は以上です。この後、午後3時30分より「人・農地プランにかかる協議」を開催します。</p> <p>では、7月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。</p>
事務局(多田) 議長(会長)	<p>次回は、7月22日(水) 午後1時30分から、開催予定としております。</p> <p>6月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。</p>
中村代理	<p>閉会のことば</p>

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ⑩ 3番 牧野 元恵 ⑩

4番 酒井 清泰 ⑩

